

混住化が引き起こす都市近郊農村の自治組織と地域資源管理の再編

本田 恭子

(京都大学大学院農学研究科 博士後期課程)

2010年2月



京都大学グローバル COE

「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」

Global COE for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科

Email: intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp URL: <http://www.gcoe-intimacy.jp/>

混住化が引き起こす都市近郊農村の自治組織と地域資源管理の再編

本田 恭子

(京都大学大学院農学研究科博士後期課程)

1. はじめに

(1) 日本農村の親密圏と公共圏をめぐる状況の変化

農村住民にとって、かつてイエとムラは不可欠な存在であった。イエは直系親族を中心に土地などの家産を用いて生活と生産を共同で行う集団であり、ムラはイエを構成単位として、域内の農地や農業水利施設、山林といった地域資源を「総有」¹⁾し、イエを補完する活動を行う地縁集団であった。ムラは個々のイエが独立して農業を営み、生活することが困難な地理的、技術的、社会的条件のもとで成立していた。ムラの活動内容は住民の生活と生産の両面にわたり、なかでも地域資源の共同管理は農業生産基盤を維持する上で重要な活動であった。こうした共同管理を含め、ムラの活動に対して住民は無償で労働を提供してきた。また、ムラはこのような自立性を持った自治組織であると同時に、自治会や町内会などの名称で呼ばれ、行政の末端組織としても位置付けられてきた。

しかし、戦後の高度経済成長と水稲作の機械化の進展により、混住化と呼ばれる現象が生じるようになった。混住化とは、「従来農家を中心として構成されてきた“ムラ”が、高度経済成長期以降、主として就業構造の変動と人口移入による急激な構成員の変化によって、従来の村落社会の構造的枠組みが変容」(徳野、2002、227)していく過程である。混住化は農村内部と外部の両面から生じた。前者は兼業化と離農の増加により、従来から農村に住んできた住民の生活様式が都市のそれに近くなったことであり、後者は都市的な生活様式を持つ住民の農村への転入が増えたことを意味し、特に都市近郊農村において顕著に現れた。これらにより、農村住民の多くがイエやムラを必要とせずに生活できるようになると同時に、住民の異質化も進んだ。このように、混住化によってイエとムラの形成条件は失われつつある。

なお、イエ、ムラのどちらも構成員である住民にとって互いに親睦を深めつつ相互扶助を行う親密圏であり、かつ利害の調整や合意形成を行う公共圏でもある。また、いずれも外側の集団に対しては親密圏としての性格が強まり、内側の集団に対しては公共圏としての性格が強まる。例えば、ムラはイエに対しては公共圏、自治体や国に対しては親密圏と位置付けられる。本稿ではイエとムラを研究対象としていることから、イエを親密圏、ムラを公共圏として扱っている。

(2) 混住化に対する二つの見方と近年の傾向

混住化は農村、特に都市近郊農村のイエとムラに様々な問題を引き起こした²⁾。1970年代から80年代にかけての混住化の進む農村を対象とした研究は、()ムラそのものの再編を課題とするものと、()ムラ機能の維持、特に地域資源を管理する機能の維持を課題とするものに大別できる。

()のタイプの研究は、混住化の進んだ農村を都市でも農村でもない新しい地域として注目し、住民の同質性や定住性を前提としたこれまでのムラを異質性を前提とした新たなあり方へと再編する過程として混住化を肯定的に捉えた³⁾。しかし、実際には従来から農村で暮らしてきた旧住民と転入してきた新住民の間の対立そのものや、その対立に起因する同質性や定住性を前提としたムラの運営における不具合が問題となった。

そこで、既往の研究は、新旧住民の対立の要因や構造の解明を通じて、両者の「地域運営上の地域的共同性」(速水、2000、4)を明らかにしようと試みた。石原(1985)は子供のための施設が新旧住民の共通項となることを、山本(1991)は伝統的な祭事への参加が新住民の自治組織への積極的な参加の契機となることを、そして小池(1993)や野崎他(2002)は新旧住民の仲介をする住民の存在が自治組織の円滑な運営に必要であることを指摘した。しかし、これらに対して、神谷(1987)は新住民が文化的な活動に積極的に参加したとしても、それが農村の問題解決のための自治活動への参加や自治活動を円滑に進める効果を持つ人間関係の構築など、単なるレクリエーションとは質の異なる行為へと転化するとは限らないのではないかという疑問を呈している。また、そもそも新住民/旧住民という二分法では住民の意向や特性を正確に把握できないという問題点も指摘された(瀧本、1987;澤、1990)。これを受けて、新住民の転入形態の類型化(満田、1987、162-163)や新住民の転入に伴って再編された自治組織の類型化(徳野、2002)も行われた。しかし、これら()の研究では、ムラの重要な活動である地域資源の共同管理との関連についてはほとんど検討されてこなかった。

一方、混住化は土地利用秩序の乱れやいわゆる「日曜干ばつ」⁴⁾、水質悪化など農業経営に大きな悪影響を及ぼした。これらの問題は土地利用に関する合意形成や農業水利施設の日常的な管理など、ムラ機能のなかでも地域資源の管理機能が混住化に対応できなくなってきたことが原因であるとされた。そのため、()のタイプの研究は混住化の負の側面に注目し、「いかに農業が継続できる環境を整備できるか」(速水、2000、4)を課題に進められた。これらの問題の解決策として、永田(1988)は一定の範囲内の農地を面的に利用・管理する機能集団である地域営農集団をつくり、農業者と農地所有者間の調整を行うことを提案した。また、地域資源管理を主に行ってきた自治組織を対象とした研究も行われ、混住化と地域農業の変化(産地化や農業構造の変動)に応じて自治組織内の農業部門がどのように再編されるかについて高橋(1989)が4つの類型を示した。ただし、この当

時は農業者数の減少や高齢化が近年ほどは進んでおらず、地域資源の利用や管理の当事者は所有者であるという意識が強く存在していたこと⁵⁾もあり、既往の研究において非農家、特に()の研究が注目してきた新住民と地域資源管理との関わりについては、ほとんど言及されてこなかった。

近年は農産物価格の一層の低迷を背景に、農業者数の減少と高齢化が進み、兼業農家や農地を所有する非農家の農業に対する関心は一層薄れてきている。これにより、地域資源の管理にかかる費用や労働を農業者のみで負担することが困難になりつつある。その結果、土地改良区の財政悪化⁶⁾や自治組織で実施されてきた地域資源の日常的な管理の継続が困難になるといった問題が深刻化している。これらの問題に対して、地域資源の持つ公益的機能を根拠に、これまで地域資源の共同管理にあまり参加してこなかった非農家に協力を求めることで地域資源の維持管理を存続させる方策が有効であるとの認識が広がっている⁷⁾。特に地域内に多数の非農家や新住民が居住する都市近郊農村では、彼らに費用や労働を負担してもらうことを期待するようになった。()のタイプの研究では、これまで地域資源管理の当事者は農業者や所有者のみに限定して考えられてきたが、新たに農地を所有しない非農家(新住民を含む)までその範囲を広げることになった。

近年の研究としては、非農家住民へのアンケート調査から彼らの協力条件の解明を試みるもの(合崎ほか、2006;原・熊谷、2008)や土地改良区で行われている地域資源管理の実態調査を行うもの(加藤・倉島、2000)、非農家住民の協力可能性を法制度の面から検討するもの(長濱、2003、195-198)が挙げられる。しかし、自治組織が実際に行っている地域資源管理の実態を明らかにしたものは野口ほか(2002)に止まり、さらにこうした実態をふまえて非農家の協力を得るための方策を提案したものはみられない。

混住化の進む農村に対して異なる観点から接近した2つのタイプの研究のうち、ムラ自体の再編を対象とした()の研究では地域資源への言及が見られず、地域資源の共同管理を対象とした()の研究ではムラを対象としたものが少ないという問題が存在することから、今後は双方の知見を適切に組み合わせることが不可欠であると考えられる。また、これまで農業者や農地所有者のみを対象としてきた()の研究でも、近年は農地を所有しない非農家からの協力を期待するようになってきていることも考慮すると、地域資源管理に関する問題を考える際に当初より新住民と旧住民との関係に注目してきた()の研究の知見を参考にすることは非常に重要であると考えられる。

(3) 農地・水・環境保全向上対策へのムラの対応が意味するもの

2007年度より実施されている農地・水・環境保全向上対策は、農家や農業者だけでなく非農家も参加した地域ぐるみの組織で地域資源の質的向上につながる管理活動(例:農業用水路・ため池の掃除・改修や周囲の草刈り作業、これら作業に関連して行うイベント)

を行う場合に、地域内の農振農用地面積に応じて交付金が支払われる制度である。

この対策は、農家数・農業者数の減少や高齢化によって荒廃の進む地域資源の質的向上と、非農家も含めた地域住民全体で地域資源を管理するシステムの構築の2つをねらいとしている。そのため、地域がこの対策に参加するためには、非農家の地域資源管理への参加が必要とされている。したがって、この対策への参加は、農地を所有しない非農家や新住民を新たに地域資源管理の当事者とすることを意味する。そして、ムラの地域資源の共同管理形態が中田（1993）の示した「所有者支配型」から「共同管理型」へ移行する形で再編され、ひいてはムラ全体の再編にもつながる可能性がある。

また、この対策では、地域資源の質的向上につながる管理活動に交付金から報酬を出して非農家住民の参加を促す、あるいは彼らの参加の契機とすることが想定されている。しかし、これまでムラが行う活動は無償参加が原則であった。したがって、この対策の交付金を管理活動への報酬に充てることは、「無償労働を前提として成り立っていた全戸出役義務体制の中に貨幣関係がもちこまれ」（永田、1982、337）を意味する。すなわち、これまでのムラにおける重要な原則が変更することであり、ムラの運営や組織そのものに大きな影響を与える可能性が高い。

このような重大な可能性を秘めた農地・水・環境保全向上対策へのムラの対応を明らかにすることは、混住化がムラや地域資源管理に与える影響ならびに今後のこれらの再編方向を検討する上で極めて重要である。そこで、本稿は自治組織の再編に関する既往の知見をふまえつつ、混住化が顕著に現れている都市近郊農村を対象に、農地・水・環境保全向上対策への対応（対策に参加するか否か、報酬を出すか否か）の相違を混住化の度合の異なる自治組織間での比較を通じて、混住化がムラや地域資源管理に与える影響を検討する。

2. 調査地の概要と研究の方法

(1) 調査地の概要

福崎町は兵庫県中西部に位置する都市近郊農村である（図1）。人口約20,000人、世帯数約6,300世帯、耕地面積766haの比較的小規模な町である。同町は姫路市や神戸市など、付近の都市部へ30分から1時間の距離の通勤圏である。この十数年間で、特に町の中心部で宅地化が進みつつあり、町外からの非農家の転入も増えている。この結果、人口、世帯数ともに微増している。これに対して、総世帯数に占める農家戸数の割合は22%と低い。同様に、農家戸数に占める専業農家の割合も8%に過ぎない。町内の耕地面積のほぼ100%が水田であり、水稻が基幹的な作物である。⁸⁾

現在、農業用排水路を持つ集落は福崎町に31集落存在する。このうち、農振農用地を有し、自治会が農業用水路やため池、農道の管理を行う26集落（A～Z）を調査対象事例

とした。

福崎町では、転入した世帯の自治会への加入は任意とされているが、一戸建て住宅に住む世帯は多くの場合自治会に加入している。自治会に加入しない非農家が存在する集落は26集落中6集落のみで、非農家の自治会加入率は平均で90%を超えている。また、農地・水・環境保全向上対策には2007年度より26集落中18集落が参加し、共同活動のみを実施している。対策には全て1集落単位で参加し、自治会が活動組織の中心的な役割を担っている。



図 1 福崎町の位置

筆者作成。

(2) 方法

調査は町内の(自治会が農業用排水路の管理を行っている)A~Zの26集落の自治会を対象に行った。まず予備調査として、2008年8月に自治会の代表者への聞き取りを行い、その後、町役場職員への聞き取りを行った。その結果をもとに2009年2月に26集落の代表者へのアンケート調査を行い、全ての集落から回答を得た。調査目的は集落内の世帯構成や地域資源管理の実態、新住民の転入が自治会に与えた影響を把握すること、そして農地・水・環境保全向上対策が実施されたことで既存の地域資源管理にどのような変化が生じたかを明らかにすることである。アンケート調査では、地域資源(水路、畦畔、農道、ため池、川岸)の老朽度や集落内農地に占める遊休地の割合、農地・水・環境保全向上対策の交付金の使途とその理由について尋ねた。

3. 混住化に伴う自治組織の再編

混住化の進んだ自治組織については、徳野（2002）が混住化の規模や新旧両住民の相互作用によって、吸収型、分断型、従属型、連帯型の4つに分類している。吸収型は少数の新住民がさみだれ的に転入したため、新住民の世帯は既存の集落構造に吸収され、自治組織は従来の形態を維持しているタイプである。分断型は多数の新住民が旧住民とは離れた宅地に転入したため、新住民が旧住民とは別の自治組織を立ち上げるタイプである。従属型は多数の新住民が転入して新たに隣保⁹を設立し、新隣保は既存の自治組織に従属するタイプである。そして連帯型は新住民・旧住民がそれぞれ独自の自治組織を持ちながら、両者が連合して上部自治組織を形成しているタイプである。一方、満田（1987）は新住民がどこに住むかによって、混住化の進んだ集落をスプロール型と団地造成型の2つに分けた。スプロール型は市街化区域内の農地が無制限に宅地転用され、新住民の世帯数が徐々に増えてくる集落である。このタイプの集落では、宅地転用が認められやすいため、今後も新住民世帯数が増加することが予測される。団地造成型は計画的に団地が造成され、一度に多くの新住民が転入してきた集落である。このタイプの集落の場合、団地造成に伴って新住民世帯数は一挙に増えるものの、その後は新住民の転入はほとんど見られなくなる。

調査を行った26集落の概要を表1にまとめた。26集落を徳野（2002）と満田（1987）の類型に基づいて3つに分け、それぞれ総戸数の少ない順に上から並べている。調査集落は徳野（2002）の4類型のうち吸収型と従属型に該当した。吸収型に属する15集落では、新住民世帯は既存の隣保に参加するため、新隣保は作られず、自治会に変化は生じていなかった。しかし、従属型に属する11集落では、新住民世帯のみで構成される新隣保が新たに作られていた。また、このうち4集落では、市街化区域での宅地転用のみが見られたか、もしくは宅地転用と造成団地の両方が見られたものの後者の規模は小さかったことから、満田（1987）のスプロール型に分類された。残る7集落では比較的規模の大きい団地が造成され、団地への入居以外の新住民の転入が少なかったことから、満田（1987）の団地造成型集落に分類された。

図2は以上の3類型と調査集落の世帯数、新住民世帯率との対応を示したものである。基本的に総戸数が少なく、新住民世帯率も低い集落は吸収型に含まれ、総戸数、新住民世帯率が共に大きい集落は団地造成型とスプロール型に該当している。しかし、スプロール型のうちU、X集落の総戸数、新住民世帯率は、吸収型の集落とよく似た数値を示している。また団地造成型の中にもK集落のように新住民世帯率の低いものが存在する。したがって、総戸数、新住民世帯率の大きさと自治会の類型とは総じて関連がみられるものの、必ず一致するというわけではない。

表 - 1 集落の概要と自治組織の類型

集落	総戸数 (戸)	農地非所有 世帯率(%)	新住民 世帯率(%)	市街化区域	団地造成	スプロール的な 宅地転用	自治組織類型	
							徳野(2002)	満田(1987)
E	10	0	0	なし	なし	なし	吸収型	(該当なし)
J	38	34	0	なし	なし			
R	49	27	10	なし	なし			
D	57	40	4	なし	なし			
P	62	32	27	なし	なし			
W	67	52	4	なし	なし			
Q	73	18	1	なし	なし			
N	77	36	8	なし	あり			
G	81	28	1	なし	なし			
F	84	27	5	なし	なし			
V	88	22	7	なし	なし			
H	91	59	0	なし	なし			
Y	92	43	13	あり	なし			
O	111	33	3	なし	なし			
I	176	45	1	なし	なし			
X	87	51	18	あり	あり	あり	スプロール 型	
U	90	52	22		なし			
Z	300	79	39		なし			
S	300	61	41		あり			
T	95	63	42	なし	あり	なし	従属型	
L	134	48	32	なし				
A	167	53	44	あり				
K	225	35	8	なし				
C	291	60	43	あり				
B	302	62	46	あり				
M	376	56	44	なし				

聞き取り調査より筆者作成。総戸数とは自治会に加入している世帯数を示し、新住民世帯とは当該集落に転入してきた世帯で、当該集落に血縁者がおらず、居住経験もない世帯を示す。

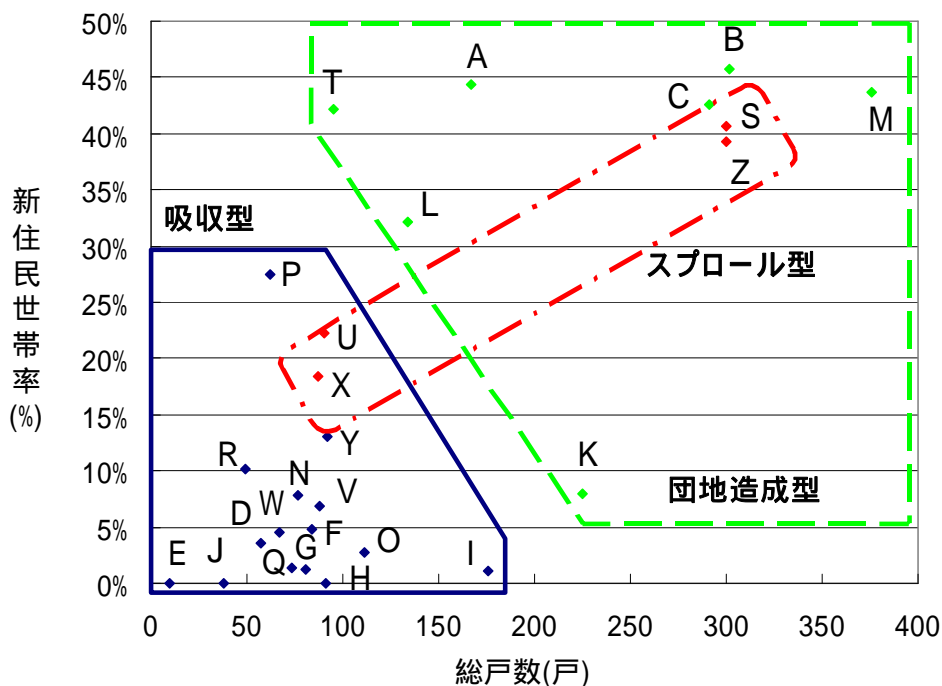


図 - 2 自治組織の類型と総戸数・新住民世帯率との関係

聞き取り調査より筆者作成。

4. 混住化に伴う地域資源管理の再編

(1) 地域資源管理の実態

調査地において自治会が実施してきた既存の地域資源の管理作業の一般的な特徴をまとめる。まず、作業は年2回、春と秋に行われ、いずれも全戸参加で、各世帯から1人参加する。ほとんどの集落で住民は無報酬で参加し、欠席した世帯から「不参加料」が徴収される。また、作業場所は主に隣保ごとに割り当てられており、そのため昔から集落に住んでいた旧住民は、農家も非農家も区別なく同じ作業内容が割り当てられる傾向がある。同様の理由から、旧隣保に参加している新住民も旧住民と同様の作業内容が割り当てられる傾向にある。一方で、新隣保に参加している新住民は自身の住居周辺や団地内の水路や道などを作業範囲として割り当てられることが多い。市街化区域内や団地内の水路は舗装済であったり蓋がされていたりする部分が多いため、作業内容は旧隣保住民よりも比較的簡単なものになっている。こうした管理作業への住民の参加率はどの集落でも8割を超えており、新住民も参加していた。そのため、調査した26集落は農地・水・環境保全向上対策への参加に欠かせない「非農家の参加」という条件をもともと十分に満たしていたといえる。

(2) 自治組織類型と農地・水・環境保全向上対策への対応との関係

前項で示した自治組織の3類型と農地・水・環境保全向上対策への取組状況との関係について表2にまとめた。

対象事例の26集落は全て農地・水・環境保全向上対策への参加条件を満たしているものの、表2にあるように実際に対策に参加しているのは18集落のみである。そして対策に参加している18集落中8集落が対策に参加して得た交付金から既存の地域資源の管理作業に日当を出し、10集落は出していなかった。これまで大部分の集落が既存の作業に報酬を出していなかったことを考えると、既存の作業に日当を出した8集落は、対策への参加に伴い地域資源管理に関する既存のルールを変更した集落であるといえる。

また、吸収型の自治組織を持つ集落で対策に参加している11集落には既存の作業に日当を出さず集落と出さない集落が存在するが、団地造成型で対策に参加している5集落は全て日当を出していない。他方、スプロール型で対策に参加している2集落は全て既存の作業に日当を出している。したがって、自治組織の類型と既存の作業に日当を出さずか否かに関連性が存在する可能性がある。

そこで、「 :自治組織類型が吸収型で既存の作業に日当を出さない」グループ(例:集落W、Q、G、H、I)と「 :自治組織類型が吸収型で既存の作業に日当を出す」グループ(例:集落E、N、O、R、P、J)、「 :自治組織類型が団地造成型で既存の作業に日当を出さない」グループ(例:集落A、K、L、M、T)の間で既存の作業に日当を出す理由、出さない理由を比較した(表3)。なお、本来ならば「 :自治組織類型がスプロール型で既存の作業に日当を出す」グループも比較すべきであったが、グループは2集落しか存在しなかったことにより、今回の考察からは省いた。

まず、「 :自治組織類型が吸収型で既存の作業に日当を出さない」グループでは、5集落中3集落が日当を出さない理由として「集落の慣行が壊れる、村の事業だから出さないのが普通」という内容を答えた。このことから、グループの集落では、住民は管理作業に無償で参加することが当然であり、日当の有無は作業への住民の参加率に影響を与えないという認識が存在することから、作業に日当を出さない、すなわち既存の地域資源管理のルールを変えないという判断がなされたと考えられる。また、グループでは、3集落が「交付金が足りないため作業に日当を出す余裕がない」という理由を選択した。遊休農地率が平均20%と他と比べて高いグループでは、遊休農地対策等に交付金が優先的に使用され、作業に日当を出すことが難しかったことも要因の一つであると考えられる。

次に、「 :自治組織類型が吸収型で既存の作業に日当を出す」グループでは、6集落中3集落が日当を出す理由として、「日当がなくても参加してくれる人が多いが、交付金から日当を出すことでより多くの参加者が望める」という理由を選択した。そのため、これらの集落では日当を出すことで作業への住民の参加が促されるとの認識が存在すると考えら

れる。また、2 集落が「管理作業への参加を義務としていることへの報酬として日当を出している」という内容を答えた。このことは、これらの集落には無償では作業に参加しない住民が存在することを示唆する。しかし一方で、聞き取り調査では、グループ の3 集落の代表者が「農地・水・環境保全向上対策の終了後に、交付金がなくなったために日当が出せなくなったとしても、住民は了承してくれるし、作業に今後も参加してくれる」という意見を述べていた。したがって、これらの集落には、現在、無償では作業に参加しない住民が一部存在するため、日当を出すことで彼らの作業への参加が促されるものの、多くの住民は日当の有無に関係なく作業に参加するため、作業に日当を出さなくなった後も住民の作業への参加率が現状を下回ることはないという認識が存在すると考えられ、その結果、日当を出すという決定に至ったと考えられる。

そして、「 :自治組織類型が団地造成型で既存の作業に日当を出さない」グループでは、5 集落中半数以上の3 集落が日当を出さない理由として「対策終了後に交付金がなくなり日当が出せなくなると皆に参加してもらえなくなる」と答えた。これは、現在までのところ住民は無償で作業に参加しているが、一度日当を出すと将来住民が無償で参加しなくなるとの認識が存在するため、作業に日当を出さない、すなわち地域資源管理に関するルールを変更しないという判断に至ったと考えられる。

このように、既存の地域資源の管理作業に日当を出す理由、出さない理由をグループごとと比較した結果、混住化の程度によって作業への参加に対する住民の意識が異なり、これが地域資源管理に関するこれまでのルールを変えるか否かの決定に影響を与えていることが明らかになった。

また、既存の地域資源の管理作業に日当を出すか否かという問題に対して、グループ と は同じ日当を出さないという対応をしているものの、日当を出さない理由についてはグループ と で明確に異なる傾向が現れている。グループ の集落では、日当の有無は管理作業への住民の参加率に影響を与えないと認識されていたために日当を出さないのに対して、グループ では日当を出すことが参加率に悪影響を与えかねないと認識されていたために日当を出していない。つまり、地域資源管理に関するルールを変更していない集落のなかで、無償での参加を当然とする伝統的な認識が強い集落とこうした認識が変化しつつある集落とが存在する。さらに、グループ の集落は、日当の有無が住民の作業への参加に対する意識にそれほど影響を与えないとの認識が存在するために、作業に日当を出している。すなわち、地域資源管理に関するルールの変更の住民に与えるインパクトが限定的であると考えられている集落だからこそ、ルールの変更を行っている。したがって、混住化に伴う地域資源管理の再編を考える際には、単に資源管理に関するルールに変更が生じたことのみをもって地域資源管理が再編された、ないし混住化の影響が及んでいる等と判断するのは不十分であり、ルールの変更がどのような意図や判断のもとに行われたかについても十分検討する必要があると考えられる。

表 - 2 地域資源管理の実態と農地・水・環境保全向上対策への対応

集落	自治組織の類型		既存の水路管理作業				耕地面積 (田、ha)	遊休 農地率 (%)	農地・水・環境保全 向上対策への対応	
	徳野 (2002)	満田 (1987)	回数 (回/年)	参加率 (%)	不参加料 (円/日)	報酬 (円/日)			参加/ 不参加	既存の作業 への日当
W	吸収型	(該当なし)	2	91	4000	なし	14	50	参加	なし
Q			1	68	2000	なし	22	5		
G			1	78	2000	なし	21.1	10		
H			1	88	3000	なし	23.2	20		
I			1	85	なし	なし	46	20		
E			1	100	なし	なし	7.8	0		時給 1000 円
N			1	84	4000	なし	16	20		時給 1000 円
O			1	80	4000	なし	31.1	0		時給 1000 円
R			1	94	2750	なし	20	0		時給 800 円
P			1	100	なし	4500	13	2		日当 4000 円
J			1	100	5000	なし	14.5	15		日当 5000 円
A	従属型	団地造成型	1	99	3500	なし	22	2	不参加	なし
K			2	100	0~5000	なし	90	0		
L			1	90	2500	なし	34.9	0		
M			1	90	なし	なし	37	1		
T			1	95	3000	なし	10	0		
S		スプロール型	1	90	0~2000	なし	37	2		時給 800 円
X			1	87	4500	なし	19	2		日当 1000 円
D	吸収型	(該当なし)	1	88	5000	なし	17	0	不参加	
F			1	95	3500	なし	31.5	10		
V			1	94	なし	3500	34.7	0		
Y			1	99	なし	なし	19	0		
U	従属型	スプロール型	1	83	3000	なし	7.2	13	不参加	
Z			1	100	なし	なし	15.2	50		
C		団地造成型	1	95	4000	なし	44.7	10		
B			1	84	0~3000	なし	48	50		

聞き取り調査およびアンケート調査より筆者作成。不参加料が「0~5000」となっている集落では、隣保ごとに異なる価格が設定されており、最も低く設定している隣保で 0 円、最も高く設定している隣保で 5000 円であることを示す。

表 - 3 既存の地域資源管理作業に日当を出す理由および出さない理由

集落	グループ	自治組織類型		既存の作業 への日当	日当を出さない理由				日当を出す理由				
		徳野 (2002)	満田 (1987)		日当がなくなると参加してくれなくなる	日当を出さない方が参加しやすくなる	交付金が足りず、日当を出す余裕がない	村の慣行がこわれる	日当を出さないと参加者が集まらない	より多くの参加者が期待できる	義務への報酬	交付金が十分あり、日当を出す余裕がある	村の慣行である
W Q G H I		吸収型	(該当なし)	なし									
E N O R P J				あり									
A K L M T		従属型	団地造成型	なし									
S X				スプロール型	あり								

アンケート調査より筆者作成。

なお、福崎町では全ての集落で自治会が主体となって向上対策を実施しているため、作業の日当は自治会費と相殺されており、住民に直接支払われていない。このことにより、日当の有無が住民の作業に対する意識や作業への参加率に影響を与えにくくなっている可能性がある。しかし、今回の調査では支払い方法の影響について明らかにすることは出来なかった。

5. まとめ

本稿は、農地・水・環境保全向上対策への対応の相違を自治組織間で比較することを通じて、都市近郊農村における公共圏としてのムラ（自治組織）とその重要な活動である地域資源管理に対して混住化が与える影響を検討した。対策に参加した自治組織が既存の地域資源の管理作業に日当を出した理由、出さなかった理由を自治組織類型ごとに比較した結果、混住化の程度によって地域資源の管理作業への参加に対する住民の意識が異なり、これが地域資源管理に関する既存のルールを変更するかどうかに影響を与えた可能性が高いことが明らかになった。また、混住化による地域資源管理の再編を考える際には、単に地域資源管理に関するルールの変更の有無のみならず、その意図・理由も含めて検討する必要があることを指摘した。

今後の課題としては、2点挙げられる。まず、今回の調査では限られた集落を対象としていたため、先行研究で挙げられた自治組織の全ての類型について考察することができなかった。より多くの類型を対象とした調査を行い、その結果を本稿のそれと比較することで、混住化がムラに与える影響を総合的に検討することが可能となると考えられる。また、本稿はムラの活動の中でもとりわけ重要な活動である地域資源管理を対象としていたが、これ以外の様々なムラの活動の再編についても調査を進めていくことで、今後のムラの再編方向について多面的な検討が可能となろう。

注

- 1) 「総有」とは、入会地や共有地のみならず個々の住民が私的に所有している土地に対してもムラによる規制が働き、あたかも住民全体でそれらを所有しているような状態であることを示す。川本(1983、239-243)を参照のこと。
- 2) そもそも「混住化」という用語そのものが、それにまつわる問題を提起するために誕生したという経緯がある。これについては速水(2000、7-11)を参照のこと。
- 3) 小山(1985)などを参照のこと。
- 4) 「日曜干ばつ」とは、兼業農家の田植が勤務の都合上日曜・休日に集中するため、農業水利施設の送水能力を越えてしまい、一時的な用水不足が発生することである(永田、1988、259-260)。

- 5) 秋津（1986）が農業水利施設の管理をめぐる議論において、農地の所有 非所有という区別が重要視されていることを指摘している。
- 6) 土地改良区の問題については安藤（2003）が詳しい。
- 7) 代表的なものとして、長濱（2003）が挙げられる。
- 8) 以上のデータは「平成 17 年国勢調査」と「2005 年農林業センサス」に基づく。
- 9) 「隣保」とは、隣近所の世帯で構成される自治組織内部の集団を指す。自治組織に加入している世帯はいずれかの隣保に必ず所属する。隣保では配布物の回覧が行われ、また自治組織で何らかの活動を行う際に作業を割り当てる単位ともなる。地域によって隣保、班、組など多様に呼ばれるが、調査地では隣保と呼ばれていたため、本稿ではこれに統一している。

文献

- 合崎英男・土屋慶年・近藤巧・長南史男、2006、非農家世帯員の協力による農業用水路の維持管理の条件 - 宮城県亘理町を事例として -、農業経営研究、44(2)：1-11.
- 秋津元輝、1986、村落における合意形成の基準--農業水利と村落との関連の側面から、ソシオロジ、31：39-66.
- 安藤光義、2003、中山間地域土地改良区と地域資源管理、日本の農業 - あすへの歩み、225、(財)農政調査委員会.
- 石原多賀子、1985、混住化社会の意識と行動、二宮哲雄・中藤康俊・橋本和幸編著、混住化社会とコミュニティ、御茶の水書房：183-238.
- 加藤徹・倉島栄一、2000、今後の地域用水の管理組織と費用負担について、農業土木学会誌、68(11)：37-40.
- 神谷国弘、1987、問題の所在と調査概要（大都市近郊住民の生活構造とコミュニティ形成要件--吹田市を事例として<小特集>）、ソシオロジ、31(3)：3-11.
- 川本彰、1983、むらの領域と農業、(社)家の光協会.
- 小池修・田村孝浩、2005、農業水路の維持管理実態と住民参加拡大の可能性 - 宮城県内の 2 集落を対象として -、環境情報科学論文集、19：193-198.
- 小池聡、1993、混住地域におけるコミュニティ形成に関する研究、農村計画学会誌、12：7-17.
- 小山智士、1985、混住化社会の住民意識について、農村計画学会誌、4：14-25.
- 澤宗則、1990、広島市安佐南区の近郊農村における混住化の進行、地理学評論、63：653-675.
- 高橋誠、1989、浜松都市圏における農村地域分化と村落社会の機能変化、地理学評論、62：877-901.
- 瀧本佳史、1987、生活構造のパターン分析（大都市近郊住民の生活構造とコミュニティ形成要件 - 吹田市を事例として<小特集>）、ソシオロジ、31：13-27.
- 徳野貞雄、2002、現代農山村の内部構造と混住化社会、鈴木広監修、木下謙治・篠原隆弘・三浦典子編、地域社会学の現在、(株)ミネルヴァ書房：217-238.
- 中田実、1993、地域共同管理の社会学、(株)東信堂.

- 永田恵十郎、1982、農業水利の現代的課題、永田恵十郎・南侃編著、農業水利の現代的課題、(財)農林統計協会：337-373.
- 永田恵十郎、1988、地域資源の国民的利用、七戸長生・永田恵十郎編、地域資源の国民的利用、食糧・農業問題全集、(社)農村漁村文化協会.
- 長濱健一郎、2003、地域資源管理の主体形成 「集落」新生への条件を探る、(株)日本経済評論社.
- 野口寧代・堀野治彦・三野徹、2002、カワホリ・カワ掃除からみた農業用排水と用排水路の所有・利用・管理関係、農業土木学会論文集、70(3)：427-435.
- 野崎敏郎・福田恵・鯉坂学・池田太臣、2002、フィールドノート 兵庫県農村の変動と自治組織の変容 --過疎化・混住化・郊外化の視点から、村落社会研究、9(1)：48-59.
- 速水聖子、2000、混住社会を創る、日本の農業 - あすへの歩み -、214：1-72.
- 原温久・熊谷宏、2008、農業用水路の維持管理に対する非農家の参加意識 - 富山県中部地域を事例として -、農村計画学会誌、26(4)：407-415.
- 満田久義、1987、村落社会体系論、(株)ミネルヴァ書房.
- 山本起世子、1991、伝統的自治組織と混住化、立命館大学人文科学研究所紀要、50：143-166.

2008年度次世代研究「混住化が引き起こす都市近郊農村の親密圏と公共圏の再編成」(研究代表：本田恭子)による成果である。

【メンバー】

本田恭子 (京都大学大学院農学研究科 博士後期課程)